

償却資産 申告の手引 (固定資産税)

提出期限／令和6年1月31日(水)

日頃より、市税につきましては、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税されることになっています。この手引は、償却資産の申告をしていただくために申告書と一緒にお渡ししているものです。

ご覧いただいたうえで同封の申告書を作成し、ご提出くださいますようお願いいたします。

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、余裕をもってご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。郵送による提出も受け付けております。

も く じ

- 償却資産の申告対象になるもの・ならないもの 1ページ
- 具体的な償却資産の例
 - 建築設備における家屋と償却資産の区分 2ページ
 - 種類別の主な償却資産 3, 4ページ
- 償却資産の申告
 - 申告が必要な方・提出書類 5ページ
- 非課税・課税標準の特例・課税免除 6～8ページ
- 申告書・明細書の書き方（記載例） 9～12ページ
- 償却資産の評価方法、税額の計算 13ページ
- 国税と固定資産税（償却資産）の比較 14ページ

インターネットを利用した電子申告が可能です

インターネット（地方税ポータルシステム「eL T A X」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。

eL T A Xの利用方法や申告データの作成に係る操作方法等は、下記サイトをご参照ください。

◎ お問い合わせ先

〈eL T A Xホームページ〉 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

〈よくあるご質問〉 <https://eltax.custhelp.com/>



ホームページの情報もご活用ください

仙台市 償却資産 で検索

または右の二次元コードからアクセスしてください。



1. 償却資産の申告対象になるもの

1月1日（以下「賦課期日」といいます。）現在において事業の用に供する資産として、税務会計（所得税及び法人税を計算するための会計方法）上、減価償却の対象としている資産は申告の対象となります。次のア～カも申告の対象となりますのでご確認ください（同ページの「2. 償却資産の申告対象とならないもの」に掲げるものを除きます。）。

- ア) 一時的な遊休状態や未稼働の状態にある資産のうち、事業の用に供することが可能な資産
- イ) 償却済資産や簿外資産、寄贈品のうち、事業の用に供している資産
- ウ) 法人税を課されない公共法人や公益法人などが所有する資産
- エ) 建設仮勘定で経理されているもののうち、賦課期日現在、事業の用に供することが可能な資産
- オ) 償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用（その場合、支出した費用を償却資産本体とは区分して申告していただくこととなります。）
- カ) 取得価額が少額である償却資産の申告は、**税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります**。詳しくは、次の表を参考にしてください。

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（法人税） 必要経費（所得税）	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	中小企業特例*	申告対象			
④	一般減価償却	申告対象			

* 平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産のうち、国税では「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税にはその特例が適用されませんので**申告の対象**となります。なお、取得価額が10万円未満で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を適用できるものは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

2. 償却資産の申告対象とならないもの

- ア) 土地や家屋として、固定資産税が課されるもの
※詳細は2ページ「3.（1）建築設備における家屋と償却資産の区分」をご覧ください。
- イ) 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
※詳細は3ページ「3.（2）償却資産の課税対象となる車両」をご覧ください。
- ウ) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- エ) 美術品等で、取得価額が1点100万円以上のもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除きます。）
- オ) 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）
- カ) 繰延資産（開業費、試験研究費等）

3. 具体的な償却資産の例

(1) 建築設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋の建築設備は、固定資産税の取扱い上、次の表のとおり家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産となるものは、家屋の評価に含まれない設備（屋外に設置された配管や配線、独立した機器としての性格が強い設備、特定の生産のため又は業務用の設備等）であり、税務会計上は家屋と一括して減価償却していても償却資産として区分して申告が必要です。

下表に記載されていない建築設備や区分が困難なものがある場合については、お問い合わせください。

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの(家屋の評価に含まれないもの)	家屋の評価に含まれるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電力引き込み設備	屋外の設備	
	動力配線設備	特定の生産のため又は業務用の設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	拡声装置	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	〃
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置類	〃
	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
給排水設備	水源	井戸	
	給排水設備	屋外の給排水配管等	屋内の給排水配管等
		家屋から独立して設置された給水塔	家屋の屋上等に設置された給水槽
	特定の生産のため又は業務用の設備		
給湯設備	局所式給湯設備 中央式給湯設備	湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用の給湯器
ガス設備		屋外の配管等	屋内の配管等
衛生設備			設備一式
換気設備			〃
避雷設備		家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設置された設備
空調設備		壁掛型のルームエアコン等（取り外しが容易なもの）	〃
消火設備		消火器、ホース、ノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等
その他の特殊設備（例示）		機械式立体駐車場（装置）、簡易可動間仕切、文字看板、そで看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受け、夜間金庫、特殊配管、外構工事	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、自動扉、窓拭き用ゴンドラ

(2) 償却資産の課税対象となる車両

次の表の要件を満たす車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。**ナンバー登録の有無にかかわらず**、すべて申告してください。

また、申告は賦課期日時点で**建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村**に対して行うこととなります。

＜道路運送車両法施行規則第2条別表第1より＞

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h を超える。 ②長さが 4.7m を超える。 ③幅が 1.7m を超える。 ④高さが 2.8m を超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

【参考】

大型特殊自動車のナンバー	①建設機械に該当するもの…0、00から09及び000から099まで ②建設機械以外のもの…9、90から99及び900から999まで
--------------	--

(3) テナント等が取り付けした附帯設備の取扱いについて

仙台市では、貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「**家屋の所有者以外の者**」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する**建築設備等**については、**全てテナント等の所有する償却資産として取り扱います。**

この場合、テナント等の方が家屋に取り付けた内装、造作及び建築設備等については、2ページ「3. (1)建築設備における家屋と償却資産の区分」の表で示す区分に関わらず、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください（備品等、他の一般資産と併せて申告してください）。

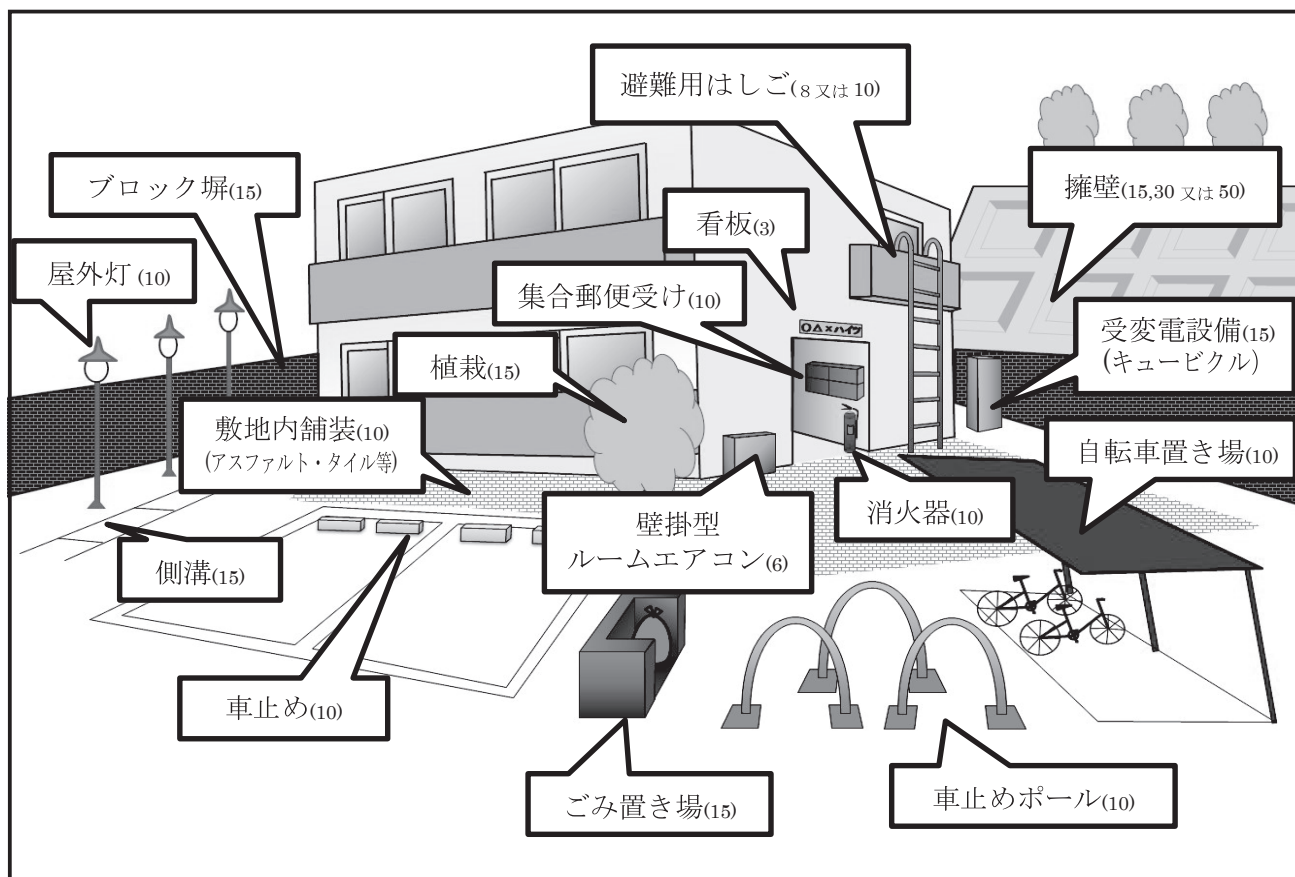
(4) 種類別の主な償却資産

資産の種類	品名等（ ）内は財務省令の標準的な耐用年数
第1種	建築物 路面舗装<コンクリート>(15) 同<アスファルト>(10)、門・塀<コンクリートブロック>(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、屋上等の広告塔<金属製>(20) 同<その他>(10)、側溝(15)、ネット設備(15)、工場緑化(7)、独立キャノピー(45)、街路灯(10)、基礎のない物置(7又は10)、サイロ(22)、ビニールハウス(8又は10)
	建物附属設備 受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込み設備(15)、そで看板<金属製>(18) 同<その他>(10)、可動間仕切(15) 同<簡易なもの>(3)、中央監視装置(18)、独立した浄化槽・貯水槽等(15)、内装(テナントが施工したもの)(10又は15)、LAN設備(10)

資産の種類		品 名 等 () 内は財務省令の標準的な耐用年数
第2種	機 械 及 び 置 装	飲食店業用設備(8)、家具又は装備品製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、農業用設備(7)、総合工事業用設備(6)、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備(8)、計量証明業用設備(8)、クリーニング設備(13)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10)、太陽光発電設備(17)、ガスレンジ等の厨房用品(5)
第3種	船 舶	漁船<木船>(4) 同<鋼船>(8)、モーターボート(4) ※ ただし、耐用年数は総トン数20トン未満の船舶
第4種	航 空 機	飛行機(5)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	除雪作業車(4)、構内運搬車(7)、大型特殊自動車(ナンバーが0、00~09、000~099及び9、90~99、900~999の区分によるもの)に該当するフォークリフト(4)、クレーン車(7) ※ 自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	自動販売機(5)、事務機・ロッカー・キャビネット<金属製>(15)、パソコン(4又は5)、コピー機(5)、応接セット(8)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、立看板(3)、金庫(20)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣しょう(2)、楽器(5)、書籍(5)、消火器(10)、切削工具(2)、ロール(3又は4)、測定工具(5)、カラオケ(5)
		建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告対象となるもの 電話機・電話交換機(10)、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備(6)、アンプ・スピーカー・マイクロホン<機器のみ>(6)、ネオンサイン(3)、電気時計<機器のみ>(10)、陳列棚(8)、カーテン(3)、ブラインド(10又は5)、壁掛型ルームエアコン(6)、集合郵便受け(10)、宅配ボックス(10)

【賃貸住宅の主な償却資産】

賃貸住宅の主な償却資産の例です。 ※ () 内は財務省令の標準的な耐用年数



4. 償却資産の申告

(1) 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日に所有する償却資産に関する所定の事項を、申告していただくことになっています（9～12ページの「申告書・明細書の書き方」をご覧ください。）。

◎ 共有している資産は、共有名義での申告となります。

◎ 前年中に資産の増減がない場合でも、**必ず申告をお願いします**（10ページの⑱をご覧ください。）。

※ 申告いただいた資産の課税標準の合計額が、減価償却によって非常に少額となった方や、該当資産なしの申告をいただいた方については、申告書の送付を省略する旨を記載したハガキをお送りしています。

◎ 前年中に休業又は廃業された方、事業を行っていても償却資産をお持ちでない方は、その旨を**申告書の備考欄に記入して提出してください**（10ページの⑱をご覧ください。）。

◎ 償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。**資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計監理費、据付費等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税込経理方式)は、消費税を含めた取得価額で申告いただくこととなります。**

◎ リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。

リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は、次の表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
＜通常の賃貸借契約によるリース資産＞ 特徴：賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産をリース会社が回収する場合など。	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
＜実際の売買にあたるようなリース資産＞ 特徴：所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合など。	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ リース会計基準の変更に伴い、平成20年4月1日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンスリース取引」が税務会計上は売買取引として扱われ、借り手側が減価償却を行う者になる場合が生じますが、固定資産税（償却資産）では、これまでどおり、リース資産の貸し手側（リース会社）が法的な所有者とみなされますので、申告時にはご注意ください。

また、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が当該リース資産を取得した際の取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(2) 提出書類

○償却資産申告書（償却資産課税台帳）

○種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 仙台市より送付された複写式の申告書様式については最終ページが本人控となっております。

※ 非課税や課税標準の特例等に該当すると思われる場合は、6～8ページを確認のうえ、必要書類をあわせてご提出ください。

(3) 提出先

原則として資産の所在する区ごとに申告書を作成いただき、**財政局資産課税課償却資産係へご提出ください。**

申告書が届いている区以外の仙台市内の区域に資産をお持ちの方で、申告書が送られてこない場合には、申告書をご請求ください。申告書の提出・請求先につきましては、最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。

また、**郵送による申告で、控え用に収受印を必要とされる方は、住所、会社名（氏名）をご記入のうえ、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**

(4) 自社電算処理により申告される場合

自社電算処理により申告される場合は、**同封の申告書及び明細書を入力帳票として使用しますので、必ず併せてご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。**

また、企業内での資産の移設などによって、仙台市内に増加となった資産につきましては、その旨を種類別明細書の摘要欄に記載してください（12ページの⑮をご覧ください。）。

(5) 個人番号・法人番号欄の印字について

仙台市では、個人番号について本人確認措置による取得と併せ、順次システムによる収集を行っています。番号を取得できた場合、個人は「*」を、法人は法人番号を申告書に印字し、お送りしています。これに該当する方は、個人番号・法人番号の記載を省略して差し支えありません。ただし、当該印字は、本人確認措置による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いであり、原則は、毎年、個人番号・法人番号の記載が必要な点にご注意ください（9ページの③をご覧ください。）。

5. 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、決算書や帳簿類を閲覧させていただく**実地調査**を行う場合があります。

調査の際には、ご協力をお願いいたします。

6. 不申告、虚偽の申告をされた場合

仙台市では、ご提出いただいた申告書の内容について、前記の実地調査のほか**各種の調査**を行っております。

公平・適正な課税のため、これらの調査によって、新たに申告が必要な方や申告された内容を修正する必要がある方に対して、所要の手続きを行っております。

なお、正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料又は罰金等が科されることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去に遡って課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがありますので、あらかじめご了承ください。

7. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課税されません。

該当する償却資産を新たに取得された方や使用用途等に変更が生じた方は、「固定資産税・都市計画税 非課税・課税免除・課税標準の特例申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税に該当することを証する資料とともにご提出ください。

なお、提出様式、添付資料等の詳細については、財政局資産課税課償却資産係にお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

8. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税 非課税・課税免除・課税標準の特例申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

（令和5年10月31日現在）

地方税法の適用条項		特例対象施設等	課税標準の軽減割合 (課税標準額に乗じる割合)
第349条の3	第2項	一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供するもの	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
	第5項	内航船舶	1/2
附則第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設	1/2
	第2項第2号	ごみ処理施設	1/2
	第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場	2/3
	第2項第4号	産業廃棄物処理施設	1/2又は1/3
	第2項第5号	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	4/5
	第25項	再生可能エネルギー発電設備	最初の3年間 軽減割合は、設備によって異なります。
	第32項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産	最初の5年間 1/3
	第45項	中小企業者等が新規に取得した先端設備等 (令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分)	最初の3年間 1/2*
旧附則第64条	—	中小企業者等が新規に取得した先端設備等 (～令和5年3月31日取得分)	最初の3年間 ゼロ

※ 雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得したものは5年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取得をしたものは4年間） 1/3

課税標準の特例の適用を受けるには、取得時期等の一定の要件を満たす必要があります。

上記及びその他の特例については、財政局資産課税課償却資産係までお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご覧ください。）。

また、仙台市ホームページでもご確認いただけます。

9. 東日本大震災に係る被災代替償却資産特例について

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産の所有者等が、令和6年3月31日までに当該償却資産に代わる償却資産を取得した場合又は当該償却資産を改良した場合は、当該取得された償却資産又は改良された部分にあたる償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、取得又は改良した翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置(代替償却資産特例)が講じられています（地方税法附則第56条第12項）。

該当する償却資産を所有されている方は、「東日本大震災に係る被災代替償却資産特例申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

なお、提出様式、添付資料等の詳細については、財政局資産課税課償却資産係にお問い合わせください（最終ページの「お問い合わせ先」をご参照ください。）。

10. 復興特区内における固定資産税等の課税免除について

(1) 概要

仙台市から指定を受けた法人等が、仙台市域内にある復興産業集積区域（復興特区）内において、一定の事業のために新設・増設した資産（施設・設備）について、新たに課されることとなった年度以降5年度分の固定資産税・都市計画税が免除されます。

(2) 課税免除の対象となる施設・設備

指定を受けた法人等が、復興推進計画の認定日（復興特区の認定日）から令和6年3月31日までの間に、復興産業集積区域内において新設・増設した資産（施設・設備）※が課税免除の対象になります。

※ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」において、法人税等の特例措置の対象となる施設・設備であることが必要です。

※ 中古の資産（施設・設備）は、課税免除の対象とはなりません。

(3) 課税免除を受けるためには

法人税等の特例措置に応じた指定申請書及び指定事業者事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。

（令和5年10月31日現在）

認定復興推進計画	指定申請窓口	電話
	所在地	
民間投資促進特区 （ものづくり産業）	経済局企業立地課〔ものづくり産業係〕 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）	022-214-8245
農と食のフロンティア推進特区	経済局農政企画課〔農食ビジネス推進室〕 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）	022-214-8266
民間投資促進特区 （情報サービス関連産業）	経済局企業立地課〔都市型産業係〕 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）	022-214-8276
仙台港背後地交流推進特区	まちづくり政策局プロジェクト推進課 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所本庁舎2階	022-214-1254

※ 令和3年4月より対象区域が縮小されるなどの変更が行われておりますので、詳しくは上記窓口課へご確認ください。

また、法人税等の特例措置のうち、以下のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限り、課税免除の対象となります。

- ア 特別償却又は税額控除（東日本大震災復興特別区域法第37条）
- イ 研究開発税制（東日本大震災復興特別区域法第39条）
- ウ 新規立地促進税制（東日本大震災復興特別区域法第40条）

(4) 申告

施設・設備を新設・増設した年の翌年の1月中に、課税免除の申告書に指定を受けたことを証する指定書（写）等の必要書類を添えて、財政局資産課税課へ申告してください。

※ 施設・設備を新設・増設しなかった年についても、課税免除が適用されている資産をお持ちの場合は、課税免除適用期間中、毎年申告が必要となります。

（例）令和5年11月に課税免除対象資産を取得した場合は、令和6年から令和10年までの毎年1月中に、当該対象資産について申告が必要となります。

申告書の書き方

◎ 記載上の留意点

償却資産申告書は、2枚1組の感圧複写紙です。ボールペンを使い、下敷きを用いるなどして下の説明を参考に記載してください(ただし、23から25までの欄は自社電算処理の場合のみ記載してください。)

また、打ち出しがある場合で、打ち出された内容に変更等があるときは、その箇所を二重線で消して余白に正しい内容を記載してください。

① 【住所】

打ち出されている内容と違う場合のみ記載してください。電話番号は必ず記載してください。個人の方は住民登録等の住所を記載してください。また、共有の場合は筆頭者の住所を記載してください。

② 【氏名】

打ち出されている内容と違う場合のみ記載してください。押印は不要です。共有の場合は、筆頭者外〇名とし、共有者の方の住所・氏名・持分割合を記載してください。

③ 【個人番号又は法人番号】

個人の場合は、12桁の個人番号、法人の場合は、13桁の法人番号を右詰めで記載してください。初めから「*」や番号が印字されている場合、個人番号・法人番号の記載は不要です(6ページの「(5) 個人番号・法人番号欄の印字について」をご覧ください。)

④ 【事業種目】

事業の種目を具体的に記載してください。また、法人の場合は、資本金を記載してください。

⑥ 【応答者】

打ち出されている内容を確認し、申告の内容について直接応答される方を記載してください。

⑤ 【事業開始年月】

事業開始年月(法人設立年月)を記載してください。

⑦ 【税理士】

打ち出されている内容を確認し、変更又は解約があった場合は、必ず訂正してください。

⑧～⑭

該当するものを○で囲んでください。
⑧で「有」と記載の方は、「耐用年数短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑨で「有」と記載の方は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。
⑪について、「課税標準の特例」の適用のある方は、「有」と記載してください。(7ページの「8. 課税標準の特例が適用される償却資産」及び「9. 東日本大震災に係る被災代替償却資産特例について」をご覧ください。)
⑫の取扱いは地方税法では適用になりませんが、確認のため記載をお願いします。(14ページの「15. 国税と固定資産税(償却資産)の比較」をご覧ください。)

⑮ 【事業所等資産の所在地】

欄が足りない場合は、別紙に記入のうえ添付してください。

⑯ 【借用資産】

該当するものを○で囲んでください。なお、「有」の場合は、当該所有者、資産名を記載してください。欄が足りない場合は、別紙に記入のうえ添付してください。

⑰ 【所有区分】

該当するものを○で囲んでください。

⑱ 【備考】

該当するものを○で囲んでください。

1	資産異動あり	資産に増減や修正があった場合
2	資産異動なし	資産に増減や修正がない場合
3	該当資産なし	償却資産をお持ちでない場合
4	廃業・解散・移転等	事業を行わなくなった場合(その年月日を記載)

また、各種添付書類、廃業等による資産の譲渡先など、その他参考となる事項を記載してください。

申告書記載例

令和6年1月18日
受付印 (あて先) 仙台市長 (青葉区分)

令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

住所 ① (ふりがな) 980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 (又は納税通知書送付先)		個人番号又は法人番号 ③ 12345678901234	短縮耐用年数の承認 ⑧ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
氏名 ② (ふりがな) 青葉ノ杜企画株式会社様 代表取締役 あおば ちろう 青葉 一郎 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		事業種目 ④ インショク (資本金等の金額) () 30 (百万円)	増加償却の届出 ⑨ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
業 務 (電話 261-1111)		事業開始年月 ⑤ 平成8年5月	非課税該当資産 ⑩ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
業 務 (屋号)		この申告に 応答する者 の係及び 氏名 ⑥ ケイリ モリ イチロウ (電話 022-261-1111)	課税標準の特例 ⑪ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		税理士等の 氏名 ⑦ センダイ シロウ (電話 022-225-7211)	特別償却又は圧縮記帳 ⑫ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			税務会計上の償却方法 ⑬ <input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input type="radio"/> 定額法
			青色申告 ⑭ <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無

資産の種類	⑲ 前年前に取得したもの (イ)			⑳ 前年中に減少したもの (ロ)			㉑ 前年中に取得したもの (ハ)			計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	⑮ 市(区)町村内 ① 青葉区上杉1丁目5-1 仙台ビル 上杉ビル		
	十億	百万	千	十億	百万	千	十億	百万	千			十億	百万
1 構築物及び建物附属設備		8	743	500					8	743	500	⑮ 市(区)町村内 ② 青葉区二日町1-1	
2 機械及び装置			548	000		548	000		2	096	500	⑮ 市(区)町村内 ③	
3 船舶												⑯ 借用資産 (有・無) <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 リース会社等 資産名 仙台ファイナンスリース ファクシミリ1台 コピー機1台	
4 航空機												⑰ 事業所用家屋 の所有区分 自己所有・ <input checked="" type="radio"/> 借家(家屋所有者名(株)ダテ不動産)	
5 車両及び運搬具												⑱ 備考(添付書類等) 該当するものに○をつけてください。 ① 資産異動あり ② 資産異動なし ③ 該当資産なし ④ 廃業・解散・移転等 (年月日)	
6 工具、器具及び備品		958	800		669	300		215	000	504	500		
7 合計		10	250	300	1	217	300	2	311	500	11	344	500

資産の種類	⑳ 評価額 (イ)			㉒ 決定価格 (ロ)			㉓ 課税標準額 (ハ)		
	十億	百万	千	十億	百万	千	十億	百万	千
1 構築物及び建物附属設備									
2 機械及び装置									
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合計									

※印欄は記入しないでください。

⑲ 【前年前に取得したもの】

現在登録のある資産の取得価額を種類ごとに合計して打ち出しています。

⑳ 【前年中に減少したもの】

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日)に減少した資産の取得価額を種類ごとに合計して記載してください。

㉑ 【前年中に取得したもの】

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日)に取得した資産の取得価額を種類ごとに合計して記載してください。

㉒ 【取得価額の計】

⑲から㉑までの計を記載してください(減価償却費の計ではありません)。
◆ 初めて申告される方は、⑲、⑳の記載の必要はありません。
◆ 令和5年1月1日以前に取得した資産で、今年度初めて申告する資産がある場合(申告漏れ等)は、㉑【前年中に取得したもの】に記載してください。

㉓ 【評価額】 ㉔ 【決定価格】

㉕ 【課税標準額】

自社電算処理による申告の場合を除き、記載の必要はありません。
なお、13ページの「11. 償却資産の評価方法」もご覧ください。

提出期限 令和6年1月31日(水)

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、余裕をもってご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

第二十六号様式(提出用)

明細書の書き方

① 【所有者コード】

記載の必要はありません。

② 【資産の種類】

3・4ページの表を参考に資産の種類を2桁で記載してください。

③ 【資産コード】

資産は全てコードで管理しています。前2桁は本年度のキーコード「24」を記載し、その後は資産の種類に関係なくキーコードごとに「連番号」を記載してください。

④ 【行政区コード】

行政区コードは、表のとおりです。資産の所在する行政区コードを記載してください。

行政区名	行政区コード
青葉区	1
宮城野区	2
若林区	3
太白区	4
泉区	5

⑤ 【資産の名称等】

紙申告の場合は、必ずカタカナ・数字等で記載してください。濁音、半濁点も一文字として数え、左寄せで記載してください。

⑥ 【数量】

資産の数量を記載してください。

⑦ 【取得年月】

明治	大正	昭和	平成	令和
1	2	3	4	5

年号は表に従って、数字で記載してください。年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

◎ 記載上の留意点

種類別明細書は、3枚1組の感圧複写紙です。ボールペンを使い、下敷きを用いるなどして記載してください。

- (1) 初めて申告される方には白紙の明細書をお送りしています。6行目以降の記載例を参照して、1月1日現在に所有している全資産を記載してください。

- (2) 前年度以前に申告をされた方には、申告資産が打ち出されていますので、ご確認ください。

変更などにより資産の一部を訂正する場合は、二重線で消し、余白に正しい事項を記載してください。

廃棄・除却により資産を削除する場合は、⑤欄から⑨欄まで二重線で消し、⑩欄に事由及び発生年月を記載してください。(仙台市では減少資産用の種類別明細書がありません。)

新規資産を追加する場合は、打ち出されている資産の次の行から記載してください。

— 明細書記載例 —

令和6年度										⑩ 減価残存率				⑪ 課税標準の特例率		⑫ 課税標準額		⑬ 増加事由	
※ ① 所有者コード										⑨ 耐用年数				⑪ 課税標準の特例率		⑫ 課税標準額		⑬ 増加事由	
35218293941-811-00001										⑨ 耐用年数				⑪ 課税標準の特例率		⑫ 課税標準額		⑬ 増加事由	
行番号	資産の種類	② 資産コード		④ 行政区コード	⑤ 資産の名称等			⑥ 数量	⑦ 取得年月		⑧ 取得価額		⑨ 耐用年数	⑩ 減価残存率	⑪ 課税標準の特例率	⑫ 課税標準額	⑬ 増加事由		
01	1	97	1	1	ナイフ ソウサク コウジ			1	4	8	5	8	743	500	10			1.2 3.4	
02	2	07	1	1	デジタルインサツシステムセツビ			1	4	18	4	548	000	4				1.2 3.4	令和5年3月廃棄
03	6	00	1	1	セイゾウウヨ			1	4	11	7	240	000	6				1.2 3.4	令和5年3月廃棄
04	6	00	2	1	パソコン			4	4	11	2	289	500	4				1.2 3.4	令和5年7月1台除却
05	6	00	3	1	ビデオ			1	4	11	7	332	800	5				1.2 3.4	令和5年12月廃棄
06	2	24	1	1	チュウホウ セツビ			1	5	5	6	1,446	500	8				① 2 3.4	
07	2	24	2	1	デジタルインサツシステムセツビ			1	5	5	6	650	000	4				① 2 3.4	
08	6	24	3	1	レジスター				4	27	15	215	000	5				1.2 3.4	令和5年10月支店から移動
09																		1.2 3.4	
10																		1.2 3.4	
11																		1.2 3.4	
12																		1.2 3.4	
13																		1.2 3.4	
14																		1.2 3.4	
15																		1.2 3.4	
16																		1.2 3.4	
17																		1.2 3.4	
18																		1.2 3.4	
19																		1.2 3.4	
20																		1.2 3.4	
小計							8	7				11,344	500						

第二十六号様式(提出用)

⑧ 【取得価額】

取得価額には引取運賃、設置費用等も含んだ金額を記載してください。消費税については、税込経理方式を選択されている場合は、取得価額に含めてください。改良費(資本的支出)については、本体とは別に記載してください。圧縮記帳を行っている場合は、圧縮前の取得価額を記載してください。

⑨ 【耐用年数】

税務会計上の耐用年数を記載してください。主な償却資産の耐用年数については、3、4ページの表に記載しています。

⑩ 【減価残存率】～⑬ 【課税標準額】

記載の必要はありません。

⑭ 【増加事由】

1は新品取得、2は中古品取得、3は企業内移動による受入、4はその他です。なお、4の場合は摘要欄に具体的な事由を記載してください。

⑮ 【摘要】

取得価額等の修正の事由、発生年月や廃棄した資産の廃棄理由、廃棄年月などを記載してください。その他必要な事項について、適宜、記載してください。

⑯ 【所有者名】

打ち出されている内容と違う場合のみ記載してください。

⑰ 【枚数等】

種類別明細書の枚数と、そのうちの何枚目かを記載してください。

11. 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

◎ 評価額の算出方法

$$\boxed{\text{前年中に取得したもの}} \quad \text{取得価額} \times \underbrace{(1 - \text{減価率}/2)}_{\text{※}} = \text{評価額}$$

※ $\underbrace{\hspace{2cm}}$ は、小数点以下3位未満切り捨て

$$\boxed{\text{前年よりも前に取得したもの}} \quad \text{前年の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

「固定資産評価基準」別表第15減価率（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第7の減価率（旧定率法））

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	22	0.099	0.950	0.901

耐用年数省令の改正に係る取扱いについて

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の改正により耐用年数を変更する資産について評価額を算出する場合は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用してください。

12. 課税標準、免税点、税率、税額、納期

(1) 課税標準

賦課期日現在の評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(2) 免税点

課税標準の合計額（以下「課税標準額」という。）が150万円未満の場合は課税されません。なお、免税となるかどうかは、一つの区の区域（資産の所在する区）ごとに判定します。

(3) 税率

税率は1.4/100です。

(4) 税額

課税標準額（1,000円未満切り捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切り捨て）が税額となります。

(5) 納期

税額を4月、7月、9月、12月の4回に分けて納めていただくことになっています（具体的な納期は、納税通知書によりご確認ください）。

また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は、1回になります。

13. 納付方法

市税の納付については仙台市総合コールセンター「社の都おしえてコール」（022-398-4894）へお問い合わせいただくか、仙台市ホームページをご覧ください。

14. 納税義務者、課税台帳の閲覧

(1) 納税義務者

令和6年度の固定資産税については、令和6年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

(2) 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は提出期限までに提出された申告書に基づいて作成されます。

固定資産課税台帳を閲覧される際は、財政局資産課税課、又は区役所・総合支所の窓口で閲覧申請を行ってください。

閲覧申請の際の留意事項は次のとおりです。

ア) 固定資産課税台帳を閲覧できる関係者の範囲について

- 納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、代理人等
- 代理人が閲覧する場合は、委任状が必要です。

また、法人所有の資産について社員の方等が閲覧する場合は、代表者（本店が仙台市外の場合は支店長等）からの委任状又は代表者印のある申請書が必要です。

イ) 官公署発行の写真付きの本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

(3) 固定資産（償却資産）納税通知書

固定資産税（償却資産）納税通知書は4月上旬に発送する予定です。

15. 国税と固定資産税（償却資産）の比較

国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な取扱いの比較は、次の表のとおりです。

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償 却 の 計 算 期 間	事 業 年 度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度 （平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ） 〔定率法選択の場合〕 平成24年4月1日以降の取得資産：定率法（200%定率法） 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの取得資産：定率法（250%定率法） 平成19年3月31日以前の取得資産：旧定率法	評価基準上の定率法 （国税上の旧定率法）
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増 加 償 却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度 （国税は償却可能限度額）	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改 良 費 （国税は資本的支出）	原則区分評価	区分評価 （改良を加えた資産本体と区分して改良費を評価）

自社電算処理による評価額の計算について

平成19年度及び平成23年12月の税制改正により、国税の減価償却制度が改正されましたが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更ありません。このため、評価額は13ページの「11. 償却資産の評価方法」に記載している計算式により算出し、耐用年数に応じた減価率には、定率法（200%定率法及び250%定率法）の減価率を用いないようご注意ください。

また、評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額です。

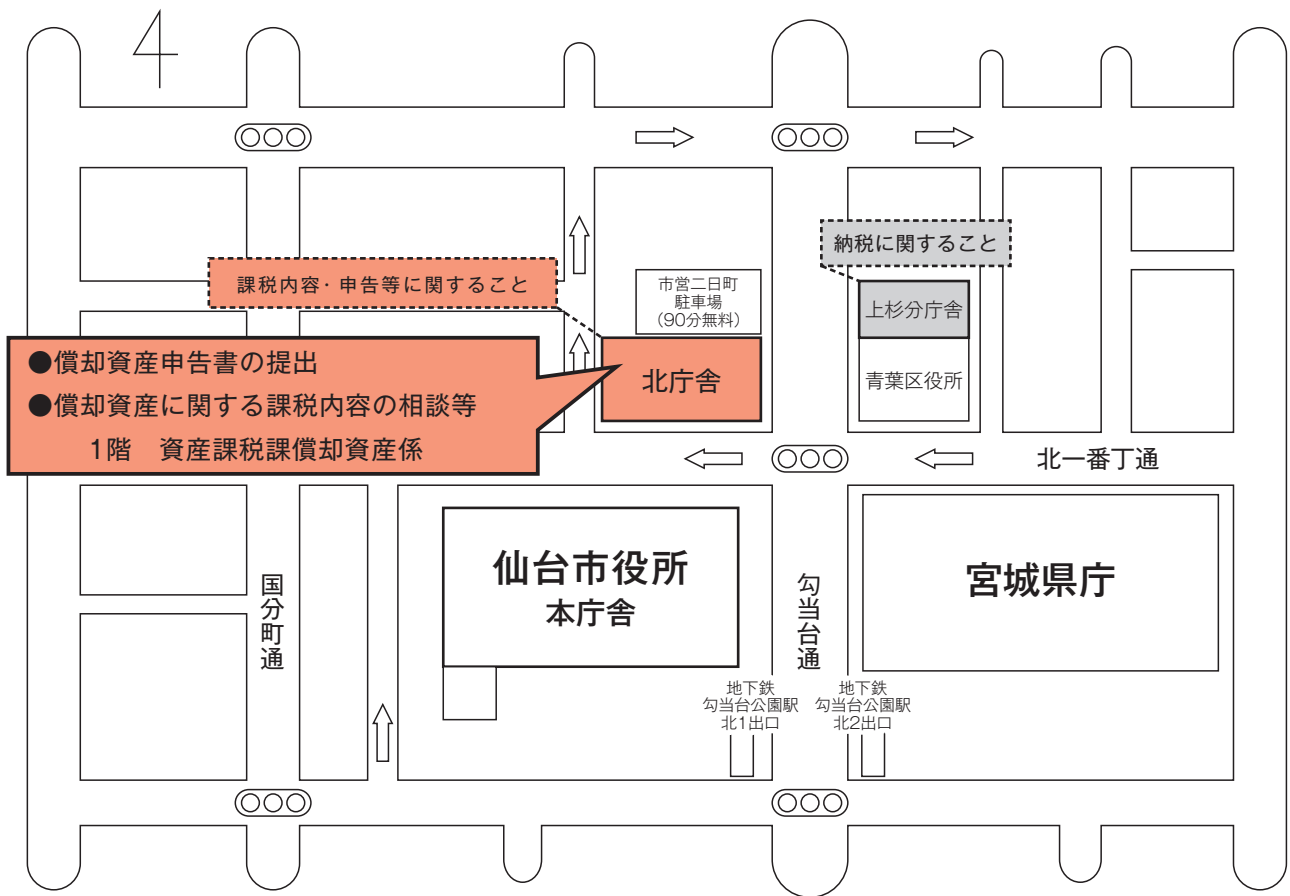
償却資産申告書の提出や償却資産に関する 課税内容のお問い合わせ先

「仙台市財政局 資産課税課 償却資産係」

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-1 仙台市役所北庁舎1階

電話：022-214-8619（直通）

○ 仙台市役所市税担当課 庁舎案内図



ご来庁の際は、できる限り公共交通機関をご利用ください。

○ 償却資産申告書の提出先

〒980-8671

仙台市青葉区二日町1-1
(仙台市役所北庁舎)

仙台市財政局資産課税課
償却資産係 あて

切り取って、申告書を郵送
される場合の宛先としてご
利用ください。

R5. 10(この手引は令和5年10月末現在の法令に基づき作成しております。)

このパンフレット(冊子) はリサイクルできます。

再生紙使用